寝屋川市
NEYAGAWA CITY

川の氾濫に備えた避難訓練は実施していますか？
～ 火災の避難訓練に合わせて実施できます ～

避難訓練には様々な種類があり、以下は訓練種類の一例です。
寝屋川市では火災の避難訓練に合わせた実施もできますので、
下記【A】から【E】のいずれか1つ以上の訓練を毎年1回実施し、市に報告しましょう。
※避難訓練（避難確保計画に基づく）の実施と市町村長への訓練結果の報告が法律（水防法及び土砂災害防止法）で義務化されています。

【A】 情報伝達訓練

様々な災害を想定し、必要な情報の収集から職員等への情報伝達、避難判断の意思決定を行います。

【B】 持ち出し品の確認訓練

NEW！

避難誘導等に用いる備蓄品等の確認や、実際に持ち出す場合の所要時間や人数などを確認する訓練です。
利用者等にあわせた器材や食事の提供が必要となる場合もあるため、いざという時に素早く対応できるように具体的な持ち出し品を確認しておきましょう。

おすすめ

A・B の訓練は WEB で実施可能です！
ねやがわ版オンライン避難訓練で
簡単に訓練実施及び市に報告をしましょう！

QR コードからなどで訓練実施と市への報告が可能（所要時間２～５分）



https://logoform.jp/f/n1stn

★説明に沿ってチェックするだけ！

裏面は【C】～【E】と市への WEB 報告方法、問合せ先

【C】 避難経路の確認訓練

避難確保計画に記載した避難場所、避難経路を確認し、安全な避難誘導について確認します。

計画作成後に、避難経路となっている道路等に変更が生じていないかの確認はもちろんのこと、安全が確保できる避難経路や方法となっているか改めて確認しましょう。

【D】 垂直避難(屋内安全確保)訓練

実際に、施設利用者等を施設内で屋内安全確保するための避難先居室等に避難誘導する訓練です。

想定した災害に応じて、気象警報等発令・発表から施設内の上階等にある避難先居室等への避難完了まで行います。

ただし、施設利用者等への負担が大きい場合などは、職員を施設利用者等の代役として避難訓練するなど、施設の実情に合わせた訓練をしてください。

【E】 図上訓練

主に職員が、避難確保計画、ハザードマップ、施設の館内図などを用いて、避難場所等までどのように避難誘導をするかなどを確認する訓練です。

災害に応じた行動を確認しましょう。

従来、紙で提出していた訓練実施結果報告書も WEB で市への報告が可能に！

紙での報告は従来通り施設所管課へご提出ください。



https://logoform.jp/f/PcZOS

問 合 せ 先

寝屋川市　危機管理部　防災課
〒572-8555 大阪府寝屋川市本町１番１号（本館３階）
TEL:072－825－2194（直通）
MAIL：bousai@city.neyagawa.osaka.jp